

統一検討対象項目の概要説明

R7.3.3時点

	統一項目	概 要
市町村個別の歳入項目	1 高額医療費負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な医療費（1件80万円超）が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、法律に基づき、高額医療費負担金として、国と県が高額医療費負担対象額の1/4ずつ負担するもの。 ・過去3年分の1件当たり80万円を超えるレセプトの80万円を超える額の合算額から算定し、各市町村の納付金額（d）算定時に差し引いている。
	2 特別高額医療費共同事業負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく高額な医療費（1件420万円超）を対象として、都道府県からの拠出金を財源として、全国で費用負担の調整を行うもので、国は予算の範囲内で拠出金の一部を負担する。 ・過去3年分の1件当たり420万円を超えるレセプトの200万円を超える額の合算額から算定し、各市町村の納付金額（d）算定時に差し引いている。
	3 特別調整交付金（県分：子ども）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもののうち、20歳未満の被保険者数に応じて交付されるもの。 ・国から示された市町村ごとの交付額を、各市町村の納付金額（d）算定時に差し引いている。
	4 特別調整交付金（医療費関係分）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもののうち、別紙の対象項目に係るもの。 ・国から示された市町村ごとの交付額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	5 特別調整交付金（医療費関係以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもののうち、別紙の対象項目に係るもの。 ・国通知に基づき、国から示された市町村ごとの交付額を、準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引かない。
	6 保険者支援制度（医療分）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う国民健康保険の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに財政基盤の安定に資するため、国民健康保険法第72条の4第1項の規定に基づいて行う国保特会への繰入事業に要する経費に対し、負担金として交付するもの。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	7 都道府県繰入金（2号分）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県が特別交付金として交付するもの。 ・納付金算定システムにて算定された2号繰入金の額を、直近過去3年の交付実績の平均額で市町村ごとに按分した額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	8 保険者努力支援制度（市町村分）	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の健康の保持増進等に係る市町村の取組並びに被保険者の健康の保持増進に係る事業に応じて交付されるもの。 ・国から示された市町村ごとの交付額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	9 特定健康診査等負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に係る費用を支援するために交付されるもの。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	10 出産育児一時金（法定繰入分）	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき、市町村が行う出産育児一時金の給付に要した費用の2/3を、一般会計から繰り入れるもの。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	11 出産育児交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されたことに伴い創設されたもので、後期高齢者支援金と相殺される形で交付されている。 ・国が示した県の交付額を、国通知に基づき出産育児一時金に係る保険料相当額に応じて市町村ごとに按分し、各市町村の納付金（d）で差し引いている。
	12 法定外繰入金（決算補填等目的以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・決算補填等以外の目的で繰り入れた、法定外の繰入金。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	13 過年度の保険料収納見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料（税）の滞納繰越分。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	14 財政安定化支援事業繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者負担能力補填分に対する支援措置、高齢被保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、一般会計から繰り入れるもの。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	15 減額措置対策補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う福祉医療費助成事業の実施による医療費の波及増に係る国民健康保険における国庫負担金減額措置に対し、市町村保険者の財政負担の軽減を図るため、県が交付するもの。 ・翌年度の当初予算額を、過去3年の実績の平均により市町村ごとに按分した額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。
	16 その他収入	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の市町村独自の収入で、保険料総額から控除しているもの。 ・市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に差し引いている。

統一検討対象項目の概要説明

	統一項目	概要
市町村個別の歳出項目	1 保健事業費	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力の支援その他の被保険者の健康の保持、増進に係る費用。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	2 出産育児諸費（出産育児一時金）	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の出産に関して、市町村の条例に基づき給付する、出産育児一時金の給付に係る費用。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
		（出産育児一時金等支払事務費）
	3 葬祭諸費	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の死亡に関して、市町村の条例に基づき給付する、葬祭費の給付に係る費用。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	4 条例減免に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の条例に基づき、独自で減免したものに係る費用。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	5 特定健康診査等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者及び被扶養者に対して実施する、生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して実施する保健指導に係る費用。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	6 審査支払手数料	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会が行う、診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料。 前年度の審査支払件数に直近2年分の伸び率を乗じて次年度の件数を推計し、単価を乗じた額を市町村の納付金額（d）算定時に加算している。
	7 地方単独事業の減額調整分	<ul style="list-style-type: none"> 保険者が独自で行う医療費助成により患者の自己負担を減額した場合に、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整された額。 直近の療養給費負担金実績報告の数値により、納付金算定システムにて市町村ごとの減額調整見込額を推計し、市町村の納付金額（d）算定時に加算している。
	8 直診勘定繰出金	<ul style="list-style-type: none"> 保険者が設置した病院又は診療所を管理する経理である直診勘定への国保特別会計からの繰出金。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	9 審査手数料	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会が行う、柔道整復・はり灸及びマッサージ以外の療養費（現金給付）の審査に係る事務費手数料。国民健康保険団体連合会からの請求に基づき市町村が直接支払っている。 現状では納付金及び普通交付金の対象外。
	10 その他基金（積立）	<ul style="list-style-type: none"> 国保財政安定化基金以外の基金への積立金。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
	11 その他保険給付	<ul style="list-style-type: none"> 上記の給付以外の給付で、保険料（税）を財源としているもの。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。
12 その他支出	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の市町村独自の支出で、保険料（税）を財源としているもの。 市町村から報告された額を、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）算定時に加算している。 	
その他	1 市町村財政調整基金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、財源に余裕のある年度に決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用するもの。 積み立ての基準や取り崩しの基準について市町村間で差異があるため、完全統一に向けて統一基準を設定する必要がある。
	2 標準的な収納率	<ul style="list-style-type: none"> 標準保険料率の算定に当たり、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を市町村規模に応じた標準的な収納率（s）により割り戻している。 標準的な収納率（s）は、過去3年間の「収納額／調定額」の平均を市町村ごとに設定している。